

只見町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の  
縦覧について（公告）

このたび、只見町土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書を変更したいの  
で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第3項の規定に基づき、  
関係書類を下記のとおり縦覧する。

令和8年2月12日

只見町土地改良区  
理事長 渡部勇夫



記

1. 縦覧に供する書類

只見町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書  
只見町土地改良区 定款

2. 縦覧期間

自 令和8年2月12日  
至 令和8年2月18日

3. 縦覧場所

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地  
只見町役場駅前庁舎掲示板